

## 独占禁止法改正の概要 (2)

~独占合意及び支配的地位の濫用について~

弁護士 大江橋法律事務所  
弁護士 松本亮

PROFILE

2022年6月24日、全人代常務委員会において独占禁止法の改正が決議され、同日主席令として公布された後、同年8月1日から施行されている。また同年6月27日には、独占禁止法に関する6つの規則等の意見募集稿が発表されている。前回は、独占禁止法改正の事業者集中に関する改正の概要についてご紹介したが、今回はその他の改正の概要をご紹介したい。なお改正独占禁止法の和訳は、前号を参照されたい。

### 1 垂直型独占合意における抗弁事由 (改正独禁法第18条2項)

いわゆる再販価格の維持などの垂直型独占合意について、旧法では抗弁事由が規定されておらず、行政執行や司法判断が統一されていなかった。すなわち、行政執行においては当然に違法であると判断されやすい反面、司法判断においては合理的であれば許されると判断されていた。

改正独禁法第18条1項では、以下の3つの合意については原則として禁止するとしつつ、同条2項において、1号又は2号に規定する合意について、事業者が競争を排除、制限する効果を有しないことを証明できる場合は禁止しないと明記した。

- (1) 第三者に対する商品再販売価格を固定すること。
- (2) 第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること。
- (3) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意。

すなわちこれまで不明確だった垂直型独占合意について、原則として禁止するとしつつ、例外的に競争を排除、制限する効果を有しないことを証明できる場合は許されるという立場を明確にした。

### 2 セーフハーバールール (改正独禁法第18条3項)

今回の改正では、事業者がその関連市場における市場占有率について、国務院独占禁止法執行機構が規定する基準を下回っており、かつ国務院独占禁止法執行機構が規定するその他の条件に合致していることを証明できる

場合は禁止しないとのセーフハーバールールを新設した。

なおこれまでも「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止規定」第5条等において、同様のセーフハーバールールが認められていたが、垂直型合意についてのみ適用されると限定されてはいなかった。新たに出された「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止規定 (意見募集稿)」によれば、上記第5条は削除されており、改正独占禁止法に統一されたと考えられる。

### 3 独占合意に関する組織・幫助行為の禁止 (改正独禁法第19条)

旧法第16条では、業種協会は、当該業種の事業者を本章で禁じている独占行為に従事させてはならないと業種協会の独占行為の主導が禁止されていた。

しかしながら川上企業が川下企業を組織して独占合意をさせたり、プラットフォームの経営者がハブアンドスポークとしての役割を果たして独占合意をさせたりする状況が発生したことから、改正独禁法第19条では、事業者はその他の事業者を組織して独占合意を形成させ、又はその他事業者が独占合意を形成するために実質的に幫助してはならないと規定した。

### 4 プラットフォームによる支配的地位濫用行為の禁止 (改正独禁法第22条2項)

近時はデジタルプラットフォームの急成長に伴い、世界で流通するデータの量は爆発的に増加している。そのためビッグデータを取り扱うデジタルプラットフォームはその分析等を通じて、容易に市場の支配的地位を得ることができる社会となった。

そのため改正独禁法第22条2項は、市場における支配的地位を有する事業者は、データやアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を利用して、市場における支配的地位の濫用行為に従事してはならないと規定した。

### 5 法律責任の新設・厳格化 (改正独禁法第7章)

改正独禁法では、より実効性を高めるため、以下のとおり法律責任が新設・厳格化されている。

違法行為	旧法	新法	備考
独占合意の形成	違法所得の没収、前年度売上高の1%以上10%以下	違法所得の没収、前年度売上高の1%以上10%以下、前年度売上高がない場合、500万元以下	前年度売上高がない場合が新設
形成した独占合意を実施していない場合	50万元以下	300万元以下	厳格化
独占合意を形成するため組織・幫助した場合	50万元以下	300万元以下	厳格化
業種協会が当該業種の事業者に独占合意をさせた場合	50万元以下、情状が重大な場合は登記抹消	是正を命じ、300万元以下、情状が重大な場合は登記抹消	厳格化
独占合意の形成に関する個人責任		100万元以下	新設
支配的地位の濫用	違法所得の没収、前年度売上高の1%以上10%以下	違法所得の没収、前年度売上高の1%以上10%以下	変更なし
事業者集中の実施	50万元以下	前年度売上高の10%以下 競争を排除、制限する効果がない場合は500万元以下	新設及び厳格化
調査妨害	100万元以下	前年度売上高の1%又は500万元以下	厳格化
調査妨害の個人責任	10万元以下	50万元以下	厳格化

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

<sup>i</sup> 「国務院の事業者集中申告基準規定」、「独占協議禁止規定」、「市場支配的地位の濫用行為禁止規定」、「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止規定」、「行政権力の濫用による排除、競争制限行為の制止規定」及び「事業者集中審査規定」の6つの意見募集稿をいう。